

宮崎県公報

令和4年2月3日(木曜日) 第 277 号

発 行 **宮 崎 県**

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 44,400円

目 次

○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別	
措置法に基づく裁定(用地対策課)	2
○違反広告物等の除去命令・・・・・・・・・・(都市計画課)	3
公告	
○宮崎県資源管理方針の公表・・・・・・・・・・・(漁業管理課)	3
○公共測量の終了の通知・・・・・・(管理課)	3
選挙管理委員会告示	

○民有林の保安林の指定…………(自然環境課) 2

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数・・・・・3○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分

告示

宮崎県告示第83号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年2月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
さくら薬局日南吾 田東店	日南市吾田東9丁目2番5号
さくら薬局日南園 田店	日南市園田1丁目4番7号

2 届出事項

指定医療標	指定医療機関の名称			
変 更 前	変更後	変更年月日		
ほしくら薬局	さくら薬局日南吾田 東店	令和4年1月1日		
ゆうあい薬局	さくら薬局日南園田 店	令和4年1月1日		

宮崎県告示第84号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第5項において 準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す る法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による ものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介 護事業所)から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年2月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関(居宅介護事業所)

居年	它介護事業者	居年	 产介護事業所
名 称 主たる事務所の所 在地		名称	所 在 地
さくら薬 東京都千代田区丸		さくら薬 日南市吾田東 S	
局株式会 の内1丁目1番1		局日南吾 目 2番5号	
社 号		田東店	
さくら薬	東京都千代田区丸	さくら薬	日南市園田1丁目4番7号
局株式会	の内1丁目1番1	局日南園	
社	号	田店	

2 届出事項

居宅介護事	変更	
変更前	変更後	年月日
ほしくら薬局	さくら薬局日南吾田東店	令和4年 1月1日
ゆうあい薬局	さくら薬局日南園田店	令和4年 1月1日

宮崎県公報

宮崎県告示第85号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第5項において 準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す る法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による ものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介 護事業所)から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年2月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関(居宅介護事業所)

居3	居宅介護事業者 居宅介護事業所		
名 称	主たる事務所の所 在地	名 称	所 在 地
合同会社 エンジェ ルケア	都城市南鷹尾町20 -24 1階	訪問介護 エンジェ ル	都城市南鷹尾町20 -24 1階

2 届出事項

居宅介護事業	変更	
変更前	年月日	
都城市都原町7084-3	都城市南鷹尾町20-24 1階	令和2年 12月1日

宮崎県告示第86号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第5項において 準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す る法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による ものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介 護事業所)から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年2月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介記	居宅介護事業者居宅介護事業所		居宅介護事業所		
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所在地	廃 止 年月日	
株式会社企照	延岡市平原 町2丁目14 46番地	通所介護くしつの庭	延岡市土々 呂町6丁目 1776-2	令和4年 1月31日	

宮崎県告示第87号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指 定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和4年2月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所	指定障害福祉サービス事業所				指定	サービスの
番号	名称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4510300967	GIFT (ギフト)	延岡市出北6丁目 3185-3	有限会社パルアン ドペア	延岡市愛宕町3丁 目4588-1	令和4年2月4日	就労継続支援 B 型

宮崎県告示第88号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第 137号)第 15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

令和4年2月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定区域	埋立地の区分
日向市大字財光寺字岩淵35 41番1の一部、3541番2の 一部、3541番3の一部、35 41番4の一部、3541番5の 一部、3541番6の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行令第13条の2第3号イ

宮崎県告示第89号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする。 令和4年2月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字落水 7 61、字水海 12870
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりと する。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第90号

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年 法律第49号)第32条第1項の規定により、起業者国土交通大臣から 令和3年10月25日付けで同法第27条第1項の規定により申請のあっ た特定所有者不明土地の収用事件について、次のとおり裁定した。 令和4年2月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 特定所有者不明土地の所在、地番、地目及び面積 所在 宮崎県宮崎市大字内海字大園

地 番	地	目	地 積	(m²)	収用する土地
地 街	公 簿	現 況	公 簿	実 測	の面積(㎡)
7772番2 (7772番か ら分筆)	畑	山林	118	118.06	118. 06

2 特定所有者不明土地に関する所有権その他の権利を取得し、又 は消滅させる時期

令和4年5月6日

- 3 特定所有者不明土地等の引渡し等の期限 令和4年5月6日
- 4 特定所有者不明土地を収用することにより特定所有者不明土地 の所有者等が受ける損失の補償金の額
- (1) 土地に対する損失の補償 土地所有者(不明。ただし、土地登記記録表題部所有者 山 口鹿次郎)に対し、金88,849円
- (2) 引渡しに関する損失の補償なし

宮崎県告示第91号

宮崎県屋外広告物条例(平成5年宮崎県条例第13号。以下「条例」という。)第6条の規定に違反して次の広告物等を設置する者又はこれらを管理する者は、令和4年2月10日までに自らが当該広告物等を設置する者又はこれらを管理する者であることを申し出なければならない。

なお、同日までにその申出がないときは、条例第24条第2項の規 定により、宮崎県知事の委任した者が当該広告物等を除却する。

令和4年2月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

広告物等 の種類	広告物等の表示及び 設置場所	広告物の表示内容	広告物 等の個 数
野立(建植)広告	西臼杵郡高千穂町大 字三田井字尾迫原43 番1	ひむかのくろうま 、 ホテル高田屋ほか	1個
野立(建植)広告	西臼杵郡高千穂町大 字三田井字尾迫原47 番4	日観連ホテル高田屋ほか	1個
野立(建植)広告	西臼杵郡高千穂町大 字三田井字栗毛1384 番5	日観連ホテル高田屋ほか	1個

野立(建	西臼杵郡高千穂町大	ホテル高田屋ほか	1個	
植)広告	字三田井字尾迫原15			
	番5			

公告

漁業法(昭和24年法律第 267号。以下「法」という。)第14条第 8項の規定により、宮崎県において資源管理を行うための方針を令 和3年12月24日付けで別冊のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和4年2月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第2項の規定により、九州防衛局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年2月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
 - 公共測量 (用地測量、基準点測量)
- 2 作業地域
 - 西都市、児湯郡新富町
- 3 作業終了日 令和3年9月6日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和4年1月15日現在次のとおりである。

令和4年2月3日

 宮崎県選挙管理委員会委員長 茂
 雄 二

 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
 18,043人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

宮崎県選挙管理委員会告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以

宮崎県公報

下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和4年1月15日現在次のとおりである。

令和4年2月3日

 宮崎県選挙管理委員会委員長
 茂
 雄
 二

 宮崎市選挙区
 110,987人

 都城市選挙区
 44,726人

延岡市選挙区 33,685人